

## 学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	尹 莊植
学位の種類	博士（工学）
学位記番号	都市博甲第19号
学位授与年月日	2016年 3月 24日
学位授与の根拠	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条第1項及び 横浜国立大学学位規則第5条第1項
学府・専攻名	都市イノベーション学府 都市イノベーション専攻
学位論文題目	日本の地区まちづくりの経験を踏まえた新しい都市計画制度の 方向に関する研究
論文審査委員	主査 横浜国立大学 教授 高見沢 実 横浜国立大学 教授 佐土原 聡 横浜国立大学 教授 大原 一興 横浜国立大学 准教授 藤岡 泰寛 横浜国立大学 准教授 野原 卓

## 論文及び審査結果の要旨

本研究は、日本の地区まちづくりの経験の分析のうえに、新しい都市計画制度の方向を考察したものである。第1章は序論として、近年日本では地域が主体となる分権的な都市計画が重要になっており、まちづくり条例の制定や都市計画提案制度の創設等によりその可能性が高まっていることを示し、その方向を探るための研究の枠組みを述べている。第2章の前半では、都市計画区域をもつ全国自治体へのアンケート調査（配布数 1370、回収数 725、回収率 52.9%）により、現行都市計画制度の課題と改革方向を明らかにしている。概ね3分の1程度の自治体が現行制度に問題を感じているが、自治体の努力だけでは解決が難しく、国による制度改革を求める声が強いこと、行政は財政的にも人材的にも課題があり民間主体や専門性をもつ地域住民等を主体として取り込む必要があること等を明らかにするとともに、まちづくり条例および都市計画提案制度の活用実態を明らかにした。これを踏まえて後半では、地区まちづくりに関わる72件のまちづくり条例を抽出・特定し、その内容を、地域主体の設定方法、まちづくり計画の内容、地域が主体となる取り組みの動向等の観点から経年的に分析。その結果、1980年代に地区計画の策定手続きとしてはじまった条例が、2000年の地方分権一括法のあたりを境に、近年では地域が主体となる地域マネジメントの方向へとシフトしてきたことを明らかにした。第3章では、そうした地域マネジメントの性格を強くもち、実績を多く残している横浜市地域まちづくり推進条例を取り上げて、地域まちづくり組織、地域まちづくりプラン、地域まちづくりルールの中からその運用実態を明らかにし、特に地域まちづくりルールの運用は、地域が定めたルールへの適合審査を地域側で行い実効性を上げていることを実証的に示した。また、条例そのものの運用状況を評価するサイクルが組み込まれている点、組織やプランやルールに有効期間が定められておりシステムとしてそれらが有効に機能していること等を明らかにした。第4章では、第2章の全国アンケート調査から確認できた都市計画提案制度の活用状況とまちづくり条例の関係を、特に、都市計画提案制度で条例により定めることができる「提案主体」と「面積要件」を手がかりにしながらかにし、地域マネジメントシステムの都市計画体系への位置づけの可能性を考察している。第5章では、第2～4章を踏まえて、地域が主体となる新しい都市計画制度の方向を提示している。とりわけ建築基準法から集団規定を分離して「まちづくり法」のようなシステムを構想する場合に、地域が主体となりプランやルールを運用しながら生活の質の向上をはかる具体的な仕組みとして、これまで日本で蓄積されてきた地区まちづくりの経験を活かせることを示している。以上の成果は、都市計画制度の改革が求められるわが国に対して、これまでの経験を活かした進化的アプローチの可能性を示すものであり、時宜を得たものである。審査においてもその地道な姿勢と体系化された論文内容が高く評価された。

尹莊植氏の学位論文公聴会を2016年2月5日10時より建築棟会議室において開催し、申請論文の内容について口頭発表と質疑応答を行った。その後、同日10時50分より控室にて審査委員による審査会を開催した。その結果、全員一致して本申請論文が十分な内容であり、発表に関連する質問に対する回答から博士（工学）の学位を得るに相応な学力があることを判定した。また、博士課程後期修了に必要な単位は取得済みであることを確認するとともに、外国語の学力の確認については、本論文に関連した英文による学会発表を行っていること等からその学力が確認できた。以上により最終試験は合格であると判定した。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。